

水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める 意見書

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、高度経済成長期の水需要の急増に対応するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4構成団体水道事業者及び同企業団（以下「5事業者」という。）は協力して、効率的かつ安定的な水道システムの実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、県内の水需要は平成4年をピークに減少に転じ、今後も人口減少により水需要の減少が続くことが想定される中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応は喫緊の課題となっている。

こうした中、5事業者は、共通する課題の解決に向け水道システムの再構築に連携協力して取り組むとした5首長の合意の下、本年5月に具体的な施設整備の内容と今後30年にわたる工程を取りまとめた施設整備計画を策定したところであるが、当該計画の柱となる将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジングや、災害時のバックアップ機能強化の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであるとともに、減断水リスクの低減化を図るものであり、国が推進する水道基盤強化のための強靱化、広域化の施策に合致するものである。

一方、水道システムの再構築は、大規模かつ長期にわたる施設整備に伴い、多くの財源を必要とするものであるが、かつての水需要急増期における施設拡張に対する補助制度のような財政支援制度がないことから、今後の厳しい経営環境などとあいまって、将来、水道料金の上昇を招く可能性があり、県民、市民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、水道利用者の負担増を抑制しつつ、5事業者が取り組む水道システムの再構築が計画的かつ着実に遂行できるよう必要な財政支援制度を創設することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月19日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣